

介護サービス関係 Q&A 集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA 発出時期、文書番号等																
19	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	2019年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.4) (令和2年3月30日) 問4)において、「これにより難しい合理的な理由がある場合」の例示及び推計方法例が示されているが、勤続年数が長い職員が退職し、勤続年数の短い職員を採用した場合等は、これに該当するのかが。またどのように推計するのかが。	<p>・賃金改善の見込額と前年度の介護職員の賃金の総額との比較については、改善加算及び特定加算による収入額を上回る賃金改善が行われていることを確認するために行うものであり、勤続年数が長い職員が退職し、職員を新規採用したことにより、前年度の介護職員の賃金の総額が基準額として適切でない場合は、「これにより難しい合理的な理由がある場合」に該当するものである。</p> <p>・このような場合の推計方法については、例えば、前年度の介護職員の賃金の総額は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>退職者については、その者と同等の勤続年数等が同等の職員が、前年度在籍していたものと同額と仮定した場合における賃金総額を推定する</li> <li>新規採用職員については、その者と同等であった勤続年数等が同等の職員が、前年度在籍していたものと仮定した場合における賃金総額を推定する</li> </ul> <p>・具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>勤続10年の者が前年度10人働いていたが、前年度末に5人退職し</li> <li>勤続1年目の者を今年度当初に5人採用した場合には、仮に、勤続年数が同一の者が全て同職であった場合、前年度、勤続10年の者は5人在籍しており、勤続1年の者は15人在籍していたものとして、賃金総額を推計することが想定される。</li> </ul> <p>次頁に続く。</p>	3.3.19 事務連絡 介護保険算定情報vol.941 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1) (令和3年3月19日)」の添付について																
19	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	2019年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.4) (令和2年3月30日) 問4)において、「これにより難しい合理的な理由がある場合」の例示及び推計方法例が示されているが、勤続年数が長い職員が退職し、勤続年数の短い職員を採用した場合等は、これに該当するのかが。またどのように推計するのかが。	<p>＜推計の例＞勤続年数が同一の者が全て同職の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年度</th> <th>勤続10年</th> <th>勤続5年</th> <th>勤続1年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実働の人数</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>推計に当たっての人数</td> <td>5人 →10人のうち、5人は在籍しなかったものと仮定</td> <td>10人 → 実働と同様に在籍したものと仮定</td> <td>15人 →10人に追加、5人在籍したものと仮定</td> </tr> <tr> <td>今年度</td> <td>5人</td> <td>10人</td> <td>15人</td> </tr> </tbody> </table>	前年度	勤続10年	勤続5年	勤続1年	実働の人数	10人	10人	10人	推計に当たっての人数	5人 →10人のうち、5人は在籍しなかったものと仮定	10人 → 実働と同様に在籍したものと仮定	15人 →10人に追加、5人在籍したものと仮定	今年度	5人	10人	15人	3.3.19 事務連絡 介護保険算定情報vol.941 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1) (令和3年3月19日)」の添付について
前年度	勤続10年	勤続5年	勤続1年																			
実働の人数	10人	10人	10人																			
推計に当たっての人数	5人 →10人のうち、5人は在籍しなかったものと仮定	10人 → 実働と同様に在籍したものと仮定	15人 →10人に追加、5人在籍したものと仮定																			
今年度	5人	10人	15人																			

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
20	通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	処遇改善計画書において「その他の職種(○)には、賞金改善前の賞金が限りに年額440万円を上回る職員は「前年度の1月当りの常勤換算職員数」についてどのように取り扱うのか。	2019年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成31年4月13日)問13のとおり、平均賞金額の計集における母集団には、賞金改善を行う職員に加え、賞金改善を行わない職員も含めることとしており、年額440万円を上回る職員も、前年度の1月当りの常勤換算職員数に含めることとなる。	3.3.1.19 事務連絡 介護保険除算新情報vol.1941 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(令和3年3月19日)の送付について
21	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	処遇改善計画書の作成時においては、特定加算の平均の賞金改善額の配分ルールを満たして、事業所としても適切な配分を予定していたものの、職員の急な退職等によりやむを得ず、各グループに対して計画通りの賞金改善を行うことができなくなった結果、配分ルールを満たすことができなかった場合、どのような取扱いとすべきか。	・職員の退職等のやむを得ない事情により、配分ルールを満たすことが困難になった場合は、実績報告に当たり、合理的な理由を求めることとする。(令和2年度実績報告書)においては、申出方法は問われないが、令和2年度においては、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本例の考え方を並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和3年3月16日老第0316第4号)でお示しした実績報告書(様式3-1)の「⑥その他」に記載されたい。 ・なお、その場合でも、特定加算による収入額を上回る賞金改善が必要である。	3.3.1.19 事務連絡 介護保険除算新情報vol.1941 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(令和3年3月19日)の送付について
22	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	介護福祉士の配置等要件について、略受吸引を必要とする利用者との割合について要件を満たさないことにより、入居生活継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合、変更の届出を行うこととされているが、略受吸引を必要とする利用者との割合以外にどの要件が認められるのか。	入居継続支援加算及び日常生活継続支援加算における略受吸引を必要とする利用者の割合に関する要件に加え、日常生活継続支援加算の新規入所者の要介護度や認知症日常生活自立度に関する要件が含まれるものである。	3.3.1.19 事務連絡 介護保険除算新情報vol.1941 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(令和3年3月19日)の送付について
23	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	管理栄養士による居宅療養管理指導、栄養アセスメント加算、栄養改善加算、栄養管理体制加算について	外部との連携について、介護保険施設の場合(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)とあるが、栄養マネジメント強化加算を算定せず、介護保険施設に常勤の管理栄養士が1名いる場合は、当該施設の管理栄養士が兼務できるのか。 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがある。このような事業者でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なう必要があるのか。	入所者の処遇に支障がない場合には、兼務が可能である。ただし、人員基準において常勤の栄養士又は管理栄養士を1名以上配置することが求められる施設(例、100床以上の介護老人保健施設)において、人員基準上置けべき員数である管理栄養士については、兼務することはできない。	3.3.2.6 事務連絡 介護保険除算新情報vol.1952 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(令和3年3月26日)の送付について
24	01 全サービス共通	3 運営	虐待防止委員会の開催や研修		虐待はあつてはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に実施していただきたい。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られない環境にあることが考えられることから、積極的以外新機能等を活用されたい。 例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の専任事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することによる研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会合同構法人内の専任事業所や他委員会の合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。	3.3.2.6 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(令和3年3月26日)の送付について
25	01 全サービス共通	5 その他	指定基準の記録の整備の記録について	指定基準の記録の整備における「その完結の日」の解釈が示されたが、指定権者が独自に規定を定めている場合は取扱い如何。	指定権者においては、原則、今回お示した解釈に基づいて規定を定めていただきたい。 ・なお、指定権者が独自に規定を定めている場合は、指定基準違反になるものではない。	3.3.2.6 事務連絡 介護保険除算新情報vol.1952 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(令和3年3月26日)の送付について
26	01 全サービス共通	1 人員	認知症介護基礎研修の業務づけについて	養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講したが介護福祉士資格は有していない者は、業務づけの対象外とすることが可能か。	養成施設について卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できることを条件として対象外とする。なお、福祉系高校の卒業生については、認知症に係る教育内容が必修となっているため、卒業証明書により単に卒業が証明できれば対象外として差し支えない。	3.3.2.6 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(令和3年3月26日)の送付について

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
27	01 全サービス共通	1 人員	認知症介護基礎研修の義務づけについて	認知症介護実践者研修の修了者については、義務づけの対象外とすることが可能か。	認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の認知症の介護等に係る研修を修了した者については、義務づけの対象外として差し支えない。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.3) (令和3年9月26日)」の送付について
28	01 全サービス共通	1 人員	認知症介護基礎研修の義務づけについて	認知症サポーター等養成講座の修了者については、義務づけの対象外とすることが可能か。	認知症サポーター等養成講座は、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者を養成するものであるが、一方で、認知症介護基礎研修は認知症介護に携わる者が認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を実施する上での、基礎的な知識・技術及び理念を身につけるための研修であり、その目的・内容が異なるため、認知症サポーター等養成講座修了者は、義務づけの対象外とはならない。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.3) (令和3年9月26日)」の送付について
29	01 全サービス共通	1 人員	認知症介護基礎研修の義務づけについて	人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者については、義務づけの対象外であるが、一方で、義務づけの趣旨を踏まえ、認知症介護に携わる者が認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を実施するために、人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わらない者であっても、当該研修を受講することを妨げるものではなく、各施設において積極的に判断いただきたい。	人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者については、義務づけの対象外であるが、一方で、義務づけの趣旨を踏まえ、認知症介護に携わる者が認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を実施するために、人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わらない者であっても、当該研修を受講することを妨げるものではなく、各施設において積極的に判断いただきたい。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.3) (令和3年9月26日)」の送付について
30	01 全サービス共通	1 人員	外国人介護職員への認知症介護基礎研修の義務づけについて	外国人介護職員についても、受講が義務づけられるのか。	EPA介護福祉士、在留資格「介護」等の医療・福祉関係の有資格者を除き、従業者の員数として算定される従業者であって直接介護に携わる可能性のある者については、在留資格にかかわらず、義務づけの対象となる。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.3) (令和3年9月26日)」の送付について
31	01 全サービス共通	1 人員	外国人介護職員への認知症介護基礎研修の義務づけについて	外国人技能実習生が認知症介護基礎研修を受講する場合、技能実習計画には記載する必要があるのか。	認知症介護基礎研修は、法令等に基づき受講が義務づけられることから、技能実習制度運用要領第4章第2節第3(2)を踏まえ、技能実習計画への記載は不要である(令和6年3月までの間、努力義務として行う場合も同様)。なお、受講に係る給付や時間管理が通常の技能実習と同様に行われることや、研修の受講状況について、技能実習指導員が適切に管理することが必要である。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.3) (令和3年9月26日)」の送付について
32	01 全サービス共通	1 人員	外国人介護職員への認知症介護基礎研修の義務づけについて	事業所が外国人技能実習生に認知症介護基礎研修を受講させる場合、入国後講習中や新型コロナウイルス感染症対策のための入国後14日間の自宅等待機期間中に受講させてもよいのか。	入国後講習中の外国人技能実習生については、入国後講習の期間中は業務に従事させないこととされていることから、認知症介護基礎研修を受講させることはできない。一方、新型コロナウイルス感染症対策のための入国後14日間の自宅等待機期間中であって入国後講習中ではない外国人技能実習生については、受入企業との間に雇用関係がある場合に限り、認知症介護基礎研修(オンラインで実施されるものに限る。)を受講させることができる。 なお、実際の研修受講にあたっての取扱い等(※)については、実施主体である都道府県等により異なる場合があることにご留意いただきたい。 (※)研修の受講方法(eラーニング、Zoom等)による双方向型のオンライン研修、集合研修)、料金(補助の有無等)、受講料など	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.3) (令和3年9月26日)」の送付について
33	01 全サービス共通	1 人員	外国人介護職員への認知症介護基礎研修の義務づけについて	外国人介護職員が研修内容を理解して受講できるように、多言語化された研修教材は提供されるのか。	令和3年度中に、日本語能力試験のN4レベルを基準としたeラーニング教材の作成を行うとともに、介護分野の在留資格「特定技能II」に係る試験を実施している言語(フィリピン、インドネシア、モンゴル、ネパール、カンボジア、ベトナム、中国、タイ、ミャンマー)の言語を基本として外国人介護職員向けのeラーニング補助教材を作成することを予定している。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.3) (令和3年9月26日)」の送付について

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
34	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	管理栄養士による居宅療養管理指導、栄養ケアサービス加算、栄養改善加算、栄養管理体制作加算について	外部との連携について、介護保険施設の場合には「管理栄養士を置いて強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いていないもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。」とあるが、管理栄養士強化加算を算定せず、介護保険施設に常勤の管理栄養士が1名いる場合は、当該施設の管理栄養士が業務できるのか。	入所者の処遇に支障がない場合には、業務が可能である。ただし、人員基準において常勤の栄養士又は管理栄養士を1名以上配置することが求められる施設(例:100床以上の介護老人保健施設)において、人員基準上置くべき員数である管理栄養士については、兼務することはできない。	3.3.26 事務連絡 介護保険施設情報(1.952 令和3年度介護報酬改定に関するQ &A(Vol.3)(令和3年3月28日)の送付について
35	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	科学的介護推進体制作加算、自立支援促進加算、排他マネジメント加算、排せつ支援加算、栄養マネジメント強化加算について	要件として定められた情報を「やむを得ない場合を除き、すべて提出すること」とされているが、「やむを得ない場合」とはどのような場合か。	やむを得ない場合とは、例えば、通所サービスの利用者について、情報を提出すべき月において、当該月の中旬に評価を行う予定であったが、緊急で月初に入院することとなり、当該利用者について情報の提出ができなかった場合や、データを入力したにも関わらず、システムトラブル等により提出ができなかった場合等、利用者単位で情報の提出ができなかった場合がある。また、提出する情報についても、例えば、全身状態が急遽に悪化した入所者について、必須項目である体重等が測定できず、一部の情報が提出できなかった場合等であっても、事業所、施設の利用者又は入所者全員に当該加算を算定することは可能である。ただし、情報の提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要がある。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ &A(Vol.3)(令和3年3月28日)の送付について
36	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	科学的介護推進体制作加算、自立支援促進加算、排他マネジメント加算、排せつ支援加算、栄養マネジメント強化加算について	LIFEに提出する情報に、利用者の氏名や介護保険被保険者番号等の個人情報が含まれるが、情報の提出に当たって、利用者の同意は必要か。	LIFEの利用者登録の際に、氏名や介護保険被保険者番号等の個人情報を入力いただくが、LIFEのシステムにはその一部を匿名化した情報が送られるため、個人情報を収集するものではない。そのため、加算の算定に係る同意は必要ではあるものの、情報の提出自体については、利用者の同意は必要ない。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ &A(Vol.3)(令和3年3月28日)の送付について
37	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	科学的介護推進体制作加算、自立支援促進加算、排他マネジメント加算、排せつ支援加算、栄養マネジメント強化加算について	加算を算定しようと考えているが、例えば入所者のうち1人だけでも加算の算定に係る同意が取れない場合には算定できないのか。	加算の算定に係る同意が得られない利用者又は入所者がいる場合であっても、当該者を含む原則全ての利用者又は入所者に係る情報を提出すれば、加算の算定に係る同意が得られた利用者又は入所者について算定が可能である。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ &A(Vol.3)(令和3年3月28日)の送付について
38	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	Barthel Indexの読み替えについて	科学的介護推進体制作加算、ADL維持等加算(I)若しくは(II)、自立支援促進加算、個別機能訓練加算(II)、リハビリテーション・リハビリテーション・シヨンマネジメント加算(A)若しくは(B)ロ、リハビリテーション・シヨンマネジメント計画書情報加算又は理学療法若しくは作業療法及び言語聴覚療法に係る加算において、Barthel Index(BI)のデータ提出に際して、老人保健健康増進等事業において一定の読み替え精度について検証されているICフスターズから読み替えたものを提出してもよいのか。	BIの提出については、通常、BIを評価する場面に相当する読み替え精度が内容の妥当性を含め客観的に検証された指標について、測定者が、 ー BIに係る研修を受け、 ー BIへの読み替え規則を理解し、 ー 読み替え精度等を踏まえ、必要に応じて、読み替えの際に、正確なBIを別途評価する等の対応を行い、提出することが必要である。 ※ 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成30年3月23日)問30、問31は削除する。 ※ 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.6)(平成30年8月6日)問2は削除する。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ &A(Vol.3)(令和3年3月28日)の送付について
39	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	口腔・栄養スクリーニング加算について	令和2年10月以降に栄養スクリーニング加算を算定した事業所において、令和3年4月に口腔・栄養スクリーニング加算を算定できるか。	算定できる。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ &A(Vol.3)(令和3年3月28日)の送付について

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
40	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	3%加算及び規模区分の特例(3%加算の年度内での算定可能回数)	新型コロナウイルス感染症の影響により利用延べ人員数が減少した場合、3%加算算定の届出は年度内に1度しか行うことができないのか。 例えば、令和3年4月に利用延べ人員数が減少し、令和3年5月に3%加算算定の届出を行い、令和3年6月から3%加算を算定した場合において、令和3年6月に利用延べ人員数が回復し、令和3年7月をもって3%加算の算定を終了した事業所があったとすると、当該事業所は令和3年度中に再び利用延べ人員数が減少した場合でも、再度3%加算を算定することはできないのか。	感染症や災害(3%加算の対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせしたものと異なる。)によって利用延べ人員数の減少が生じた場合において、基本的には別の感染症や災害を事由とすのみ、再度3%加算を算定することが可能である。	3.3.26 事務連絡 [令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)](令和3年9月26日)の送付について
41	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	3%加算及び規模区分の特例(3%加算や規模区分の特例の終期)	3%加算や規模区分の特例の対象となる感染症又は災害については、これが発生した場合、対象となる旨が厚生労働省より事務連絡で示されることとなっているが、対象となった後、同感染症又は災害による3%加算や規模区分の特例が終了する場合も事務連絡により示されるのか。	新型コロナウイルス感染症による3%加算や規模区分の特例にかかわらず、今後の感染状況等を踏まえ、厚生労働省にて終期を検討することとしており、追って事務連絡によりお示しする。 なお、災害については、これによる影響が継続する期間等は地域によって異なることも想定されることから、特例の終期については、厚生労働省から考え方を示す。又は基本的に都道府県・市町村にて判断する等、その在り方については引き続き検討を行った上で、お示していくこととする。	3.3.26 事務連絡 [令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)](令和3年9月26日)の送付について
42	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	所要時間区分の設定	所要時間区分(6時間以上7時間未満、7時間以上8時間未満等)は、あらかじめ事業所が確定させておかなければならないのか。利用者ごとに所要時間区分を定めることはできないのか。	各利用者の通所サービスの所要時間は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ作成される通所サービス計画に位置づけられた内容によって個別に決まるものであり、各利用者の所要時間に応じた区分で請求することとなる。運営規程や重要事項説明書に定める事業所におけるサービス提供時間は、これらを踏まえて適正に設定する必要がある。 ※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)(平成24年9月30日)問9は削除する。	3.3.26 事務連絡 [令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)](令和3年9月26日)の送付について
43	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	サービス提供にあつた所要時間と所要時間区分の考え方	各所要時間区分の通所サービスを請求するにあたり、サービスの提供時間の最低限の所要時間はあるのか。	所要時間による区分は現に要した時間ではなく、通所サービス計画に位置づけられた通所サービスの内容が8時間以上9時間未満であり、当該通所介護計画に位置づけられた通所介護の内容は、8時間以上9時間未満の通所介護を請求することになる。 ただし、通所サービスの提供の開始に際しては、予めサービス提供の内容や利用料等の重要事項について、懇切丁寧に説明を行った上で同意を得ることとなっていることから、利用料に就いて、説明可能なサービス内容となっている必要があることに留意すること。 ※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成24年9月16日)問58は削除する。	3.3.26 事務連絡 [令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)](令和3年9月26日)の送付について
44	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	サービス提供にあつた所要時間と所要時間区分の考え方	1人の利用者に対して、7時間の通所介護に引き続いて5時間の通所介護を行った場合は、それぞれの通所介護費を算定できるのか。	それぞれプログラムが当該利用者の心身の状況や希望等に就いて作成され、当該プログラムに従って、単位ごとに効果的に実施されている場合は、それぞれの単位について算定できる。なおこの場合にあつても1日につき算定することとされている加算項目は、当該利用者についても当該日に1回限り算定できる。 ・単に日中の通所介護の延長として夕方に通所介護を行う場合は、通算時間は12時間として、9時間までの間のサービス提供に係る費用は所要時間8時間以上9時間未満の場合として算定し9時間以降12時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定(または延長サービスに係る利用料として徴収)する。 ※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成24年9月16日)問64は削除する。	3.3.26 事務連絡 [令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)](令和3年9月26日)の送付について

# 介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
45	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	サービス提供時間を短縮した場合の所要時間区分の考え方	「当日の利用者の心身の状況から、実際の通所サービスの提供が通所サービス計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所サービス計画上の単位数を算定して差し支えない。」とされているが、具体的にどのような内容なのか。	通所サービスの所要時間については、現に要した時間ではなく、通所サービス計画に位置付けられた内容の通所サービスを行うための標準的な時間によることとされている。 こうした趣意を踏まえ、例えば8時間以上9時間未満のサービスの通所介護計画を作成していた場合において、当日サービス提供途中で利用者が体調を崩したためにやむを得ず30分でサービス提供を中止した場合に当初の通所介護計画による所定単位数を算定してもよいとした。(ただし、利用者負担の軽減の観点から、通所介護計画を変更した上で7時間以上8時間未満の所定単位数を算定してもよい。) こうした取扱いは、サービスのプログラムが個々の利用者に応じて作成され、当該プログラムに従って、単位ごとに効果的に実施されている事業所において行われることを想定しており、限定的に適用されるものである。当初の通所介護計画に位置付けられた時間よりも大きく短縮した場合は、当初の通所介護計画を変更し、再作成されるべきであり、変更後の所要時間に応じた所定単位数を算定しなければならぬ。 (例)通所介護計画7時間以上8時間未満の通所介護を行う予定であった利用者について ① 利用者が定期検診などのために当日に併設保険医療機関の受診を希望することにより6時間程度のサービスをを行った場合には、利用者の当日の希望を踏まえて当初の通所サービス計画を変更し、再作成されるべきであり、6時間程度の所要時間に応じた所定単位数を算定する。 ② 利用者の当日の希望により3時間程度の入浴のみのサービスをを行った場合には、利用者の当日の希望を踏まえて当初の通所サービス計画を変更し、再作成されるべきであり、3時間程度の所要時間に応じた所定単位数を算定する。 ③ 当日サービス提供途中で利用者が体調を崩したためにやむを得ず2時間程度でサービス提供を中止した場合、当初の通所介護計画を変更し、再作成されるべきであり、2時間程度の所要時間に応じた所定単位数を算定する。 (※所要時間2時間以上3時間未満の区分は、心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して算定するものであるが、当日の利用者の心身の状況から、実際の通所サービスの提供が通所サービス計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合は、通所サービス計画を変更の上、同区分での算定を行うこととしても差し支えない。) ④ 当日サービス提供途中で利用者が体調を崩したためにやむを得ず1時間程度でサービス提供を中止した場合、これに対応する所要時間区分がないため、通所介護費を算定できない。	3.3.26 事務連絡 (令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日))の送付について
46	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	延長加算	所要時間が8時間未満の場合でも、延長加算を算定することはできるか。	延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護等を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合等に算定するものであることから、算定できない。	3.3.26 事務連絡 (令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日))の送付について
47	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	延長加算	サービス提供時間の終了後から延長加算に係るサービスが始まるまでの間はどのような人員配置が必要となるのか。	延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護等を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合等に算定するものであることから、例えば通所介護等のサービス提供時間を8時間30分とした場合、延長加算は8時間以上9時間未満に引き続き、9時間以上に算定可能である。サービス提供時間終了後この日常生活上の世話をする時間帯(9時間に到達するまでの30分及び9時間以降)については、サービス提供時間ではないことから、事業所の実情に応じて適当数の人員を配置していいれば差し支えないが、安全体制の確保に留意すること。 ※平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成24年3月16日)間60は削除する。	3.3.26 事務連絡 (令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日))の送付について

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
52	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	栄養改善加算・口腔機能向上加算について	それぞれ別の通所介護、通所リハビリテーション事業所にしている場合、それぞれの事業所で同時に栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定することはできるのか。	御指摘の件については、ケアマネジメントの過程で適切に判断されるものと認識しているが、①算定要件として、それぞれの加算に係る実施内容等を勘案の上、1事業所における請求回数に限度を設けていること、②2事業所において算定した場合の利用者負担等も勘案すべきことから、それぞれの事業所で栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定することは基本的には想定されない。 ※ 平成18年4月改定関係Q&A (Vol.4)(平成18年5月2日)問1の修正。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) (令和3年9月26日)」の送付について
53	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	LIFEを用いたBarthel Indexの提出は、合計値でよいのか。	令和3年度にADL維持等加算を算定する場合に、LIFEを用いて提出するBarthel Indexは合計値でよいが、令和4年度以降にADL維持等加算を算定することを目的として、Barthel Indexを提出する場合は、項目ごとの値を提出する必要がある。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) (令和3年9月26日)」の送付について
54	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	事業所又は施設において、評価対象利用期間が6月を超えらるとは、どのような意味か。	サービスの利用に当たり、6月以上のサービス提供に係る計画を策定し、支拂を行っている場合において、計画期間の途中で当該サービスを利用していない月があったとしても、当該月を除いて6月以上利用している場合は評価対象者に含まれる	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) (令和3年9月26日)」の送付について
55	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	これまでADL維持等加算を算定していなかった事業所又は施設が、令和3年度又は令和4年度に新たに算定しようとする場合の届出は、どのようなに行うのか。	令和3年度に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前月までに、介護給付費算定に係る体制等状況一覽表の「ADL維持等加算[申出]の有無」について、「2 あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、LIFE上でADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。 令和4年度以降に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前年同月に「2 あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、LIFE上でADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。 なお、「ADL維持等加算[申出]の有無」について、「2 あり」と届け出たが、LIFEでの確認の結果、ADL利得に係る基準を満たさなかった場合に、今後、ADL維持等加算を算定する意思がなければ、「ADL維持等加算[申出]の有無」について、届出を「なし」に変更すること。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) (令和3年9月26日)」の送付について
56	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	これまでは、初めてADL維持等加算を算定しようとする事業所は、前年度にADL維持等加算[申出]の有無の届出を指定権者に届け出る必要があったが、これに変更はあるのか。	令和3年度については、算定を開始しようとする月の前月までに申出を行うこと。令和4年度以降に算定を開始しようとする場合は、当該算定を開始しようとする月の前年同月に届出を行うこと。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) (令和3年9月26日)」の送付について
57	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	これまでADL維持等加算の算定事業所は、国保連合会からの審査結果を踏まえて決定されていたが、このフローはどのようなのか。	各事業者がLIFEを用いてADL利得が基準を満たすかどうかを確認するため、従来のような国保連合会からの審査結果は送付されない。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) (令和3年9月26日)」の送付について
58	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	これまでは評価対象利用開始月と、当該月から起算して6月目の値で評価していたが、今回の改正で評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目となったのは、後の月が1月ずつ変わったということか。	貴見のとおり。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) (令和3年9月26日)」の送付について
59	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	令和2年度のADL値を遡って入力する際に、過去のADL値については評価者がリハビリ担当者や介護職であり、一定の研修を受けていないか問題ないか。	令和2年度分のADL値については、適切に評価されていると事業所又は施設が考える値であれば問題ない。令和3年度以降のADL値は、一定の研修を受けた者が測定するものとする。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) (令和3年9月26日)」の送付について
60	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	同一施設内で予防サービスも行っている。要支援から要介護になった方の評価期間はどのようなのか。	要支援から要介護になった方については、要介護になった初月が評価対象利用開始月となる。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) (令和3年9月26日)」の送付について

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
48	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	3 運営	延長サービスに係る利用料	延長サービスに係る利用料はどのような場合に徴収できるのか。	通常要する時間を超えた場合の延長サービスに係る利用料については、サービス提供時間が9時間未満である場合において行われる延長サービスやサービス提供時間が14時間以上において行われる延長サービスについて徴収できるものである。また、サービス提供時間が14時間未満である場合において行われる延長サービスについては、延長加算にかえて徴収することができる。(同一時間において延長加算に加えて利用料を上乗せして徴収することはできない。)なお、当該延長加算を算定しない場合においては、延長サービスに係る届出を行う必要はない。 (参考)延長加算及び延長サービスに係る利用料徴収の例 ① サービス提供時間が8時間であって、6時間延長サービスを実施する場合 →8時間までの間のサービス提供に係る費用は、所要時間区分が8時間以上9時間未満の場合として算定し、9時間以降14時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定する。 ② サービス提供時間が8時間であって、7時間延長サービスを実施する場合 →8時間までの間のサービス提供に係る費用は、所要時間区分が8時間以上9時間未満の場合として算定し、9時間以降14時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定し、14時間以降15時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長サービスに係る利用料として徴収する。 ※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成24年3月16日)問62は削除する。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について
49	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	送迎減算	訪問介護員等による送迎で通所サービスを利用する場合、介護報酬はどのよう算定すればよいか。	送迎については、通所サービスの介護報酬において評価しており、利用者の心身の状況により通所サービスの事業所の送迎車を利用することができないなど特別な事情のない限り、訪問介護員等による送迎を別途訪問介護費として算定することはできない。 ただし、利用者が、居宅から病院等の目的地を経由して通所サービス事業所へ行く場合や、通所サービス事業所から病院等の目的地を経由して居宅へ帰る場合等、一定の条件の下に、令和3年度から訪問介護費を算定することができる。なお、訪問介護員等により送迎が行われる場合、当該利用者が利用している通所サービスの事業所の従業員が当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していないため、送迎減算が適用されることに留意すること。 ※ 指定基準、介護報酬等に関するQ&A(平成18年2月)問48、平成18年4月改定関係Q&A(vol.1)(平成18年3月22日)問57は削除する。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について
50	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	送迎減算	A事業所の利用者について、B事業所の従業員が当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎を行った場合、送迎減算は適用されるのか。	送迎減算は、送迎を行う利用者が利用している事業所の従業員(間中の事例であれば、A事業所の従業員)が当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していない場合に適用されるものであることから、適用される。ただし、B事業所の従業員がA事業所と雇用契約を締結している場合は、A事業所の従業員(かつB事業所の従業員)が送迎を実施しているものと解されるため、この限りではない。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について
51	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	送迎減算	A事業所の利用者について、A事業所が送迎に係る業務を委託した事業者により、当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎が行われた場合、送迎減算は適用されるのか。	指定通所介護等事業者は、指定通所介護等事業所ごとに、当該指定通所介護等事業所の従業員によって指定通所介護等を提供しなければならないこととされている。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではないことから、各通所介護等事業所の状況に応じ、送迎に係る業務について第三者へ委託等を行うことも可能である。なお、間中の事例について、送迎に係る業務が委託され、受託した事業者により、利用者の居宅と事業所との間の送迎が行われた場合は、送迎減算は適用されない。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について



介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
61	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	指定権者で「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居室サービス、施設サービス、居宅介護支援)」をどのように記載すればよいのか。	ADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定しようとする事業所又は施設は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表「ADL維持等加算(申出)の有無」を「2.あり」、「ADL維持等加算Ⅲ」を「1.なし」とする。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)」(令和3年3月26日)の送付について
62	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	ADL維持等加算(Ⅲ)について	令和4年度もADL維持等加算(Ⅲ)の算定を予定している事業所は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算(申出)の有無」が「2.あり」、「ADL維持等加算Ⅲ」が「2.あり」という記載することによりか。	真良のとおり。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)」(令和3年3月26日)の送付について
63	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	1 人員	生活相談員及び介護職員の配置基準	生活相談員及び介護職員の配置基準について、「生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない」とことになっているが、営業日ごと又は単位ごとには常勤職員を配置する必要があるのか。	営業日ごと又は単位ごとには常勤職員を配置する必要はなく、事業所として常勤の生活相談員又は介護職員を1名以上確保していれば足りる。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)」(令和3年3月26日)の送付について
64	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	1 人員	看護職員と機能訓練指導員の業務	通所介護事業所において配置が義務づけられている看護職員は、機能訓練指導員を兼ねることができるか。	① 指定通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護事業所(定員が11名以上である事業所に限る)における取扱い 一 看護職員の配置基準は、指定通所介護(指定地域密着型通所介護)の単位ごとに、専ら当該指定通所介護(指定地域密着型通所介護)の提供に当たるとする看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数を置くべきと定められている。 一 機能訓練指導員の配置基準は、指定通所介護事業所(指定地域密着型通所介護事業所)ごとに1以上と定められている。 看護職員、機能訓練指導員とも配置時間に関する規定はないことから、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、機能訓練指導員として勤務することは差し支えない。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)」(令和3年3月26日)の送付について
65	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	1 人員	管理者と機能訓練指導員の業務	通所介護事業所において配置が義務づけられている管理者は、機能訓練指導員を兼ねることができるか。	② 指定地域密着型通所介護事業所(定員が10名以下である事業所に限る)における取扱い 看護職員の配置基準は、指定通所介護(指定地域密着型通所介護)の単位ごと、指定地域密着型通所介護(指定地域密着型通所介護)の単位ごと、指定地域密着型通所介護(指定地域密着型通所介護)の提供に当たるとする看護職員又は介護職員の合計数を置くべきと定められている。 一 機能訓練指導員の配置基準は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに1以上と定められている。 看護職員又は介護職員に依る配置基準を、看護職員により満たしている事業所においては、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、機能訓練指導員として勤務することは差し支えない。(機能訓練指導員として勤務している時間帯は、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当たるとする看護職員としての勤務時間数に含めない。)	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)」(令和3年3月26日)の送付について
66	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	(地域密着型)通所介護と第一号通所事業が一体的に行われている場合	(地域密着型)通所介護と第一号通所事業(指定居室サービス)の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第33条第1項第3号に規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。)を一体的に行う事業所においては、それぞれの事業ごとに利用定員を定めるのか、それとも両事業の利用者を合算して利用定員を定めるのか。また、利用者の数が利用定員を超える場合(いわゆる定員超過減算)については、どのように取り扱うべきか。	「(地域密着型)通所介護と第一号通所事業が一体的に行われている事業所においては、(地域密着型)通所介護の利用定員と第一号通所事業の利用者との合算により利用定員を定めるものである。従って、例えばは利用定員が20人の事業所においては、通所介護の利用者と第一号通所事業の利用者の合計が20人を超えた場合には、通所介護事業と第一号通所事業それぞれについて定員超過減算が適用される。」 ※ 平成18年4月改定関係Q&A(Vol.1)(平成18年3月22日)問39は削除する。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)」(令和3年3月26日)の送付について

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
67	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	個別機能訓練加算(1)イの人員配置要件	個別機能訓練加算(1)イにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することとなっているが、具体的な配置時間の定めはあるのか。	個別機能訓練加算(1)イに係る機能訓練指導員については、具体的な配置時間の定めはないが、当該機能訓練指導員は個別機能訓練計画の策定に主体的に関与することとし、利用者に対し個別機能訓練を直接実施したり、実施後の効果等を評価したりすることから、計画策定に要する時間、訓練時間、効果を評価する時間等を踏まえて配置すること。なお、当該機能訓練指導員は専ら従て配置することが必要であるが、常勤・非常勤の別は問わない。 ※ 平成18年4月改定関係Q&A(vol.3)(平成18年4月21日)問151について、対象から通所介護及び地域密着型通所介護を除くものとする。 ※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成24年3月16日)問68、平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)(平成24年3月30日)問13、平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成27年4月1日)問441は削除する。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)」(令和3年3月26日)の送付について
68	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	個別機能訓練加算(1)ロの人員配置要件	個別機能訓練加算(1)ロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加え、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービスマスターとして2名以上配置することとなっているが、専ら機能訓練指導員を1名以上配置することとなっているが、専ら機能訓練指導員を1名以上配置することと併せて2名以上配置することとを要する必要があるのか。	貴見のとおり。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)」(令和3年3月26日)の送付について
69	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	個別機能訓練加算(1)イ及びロの人員配置要件	個別機能訓練加算(1)イにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加え、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービスマスターとして2名以上配置することとなっているが、専ら機能訓練指導員を1名以上配置することと併せて2名以上配置することとを要する必要があるのか。	差し支えない。ただし、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置している場合、これに加えて専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービスマスターとして2名以上配置している場合は、個別機能訓練の実施体制に差が生じるものであることから、営業日ごとの理学療法士等の配置体制について、利用者にあらかじめ説明しておく必要がある。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)」(令和3年3月26日)の送付について
70	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	個別機能訓練加算(1)イ及びロの人員配置要件	個別機能訓練加算(1)イ及びロにおいては、個別機能訓練計画を作成するにあたり、利用者の居室を訪問し、利用者の居室での生活状況の確認等を行うこととなっているが、利用者の居室を訪問している時間については、人員配置基準上、確保すべき勤務延長時間に含めることとしてもよいのか。	機能訓練指導員については、個別機能訓練加算(1)ロの場合のみ、サービスマスター提供時間帯を通じて、個別機能訓練の実施に支障がない範囲においては、配置されているものとみなして差し支えない。(なお、個別機能訓練加算(1)イについては、配置時間の定めはない) ・生活相談員については、個別機能訓練加算にかかるとは問わず、「利用者宅を訪問し、在宅での生活の状態を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」は確保すべき勤務延長時間に含めることができることとなっている。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)」(令和3年3月26日)の送付について
71	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	個別機能訓練加算(1)イ及びロの人員配置要件	個別機能訓練加算(1)イにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することとなっている。また、個別機能訓練加算(1)ロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加え、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービスマスターとして2名以上配置することとなっているが、これらの理学療法士等は病院、診療所、訪問看護ステーション等との連携により確保することとしてもよいのか。	個別機能訓練加算(1)イ及びロについては、いずれの場合も、当該加算を算定する事業所に理学療法士等を配置する必要があることから、事業所以外の機関との連携により確保することは認められない。 ※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成27年4月1日)問411は削除する。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)」(令和3年3月26日)の送付について

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
72	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	個別機能訓練加算(Ⅰ)口の人員配置要件	個別機能訓練加算(Ⅰ)口においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加え、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置することとなっているが、個別機能訓練加算(Ⅰ)口は、この要件に基づき、合計で2名以上の理学療法士等を配置している時間帯において個別機能訓練を実施した利用者に対してのみ算定することができるのか。	貴員のとおり。例えばサービス提供時間が9時から17時である通所介護等事業所において、9時から12時：専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名配置し、9時から17時：専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名配置した場合、9時から17時まで当該理学療法士等から個別機能訓練を受けた利用者に対してのみ、個別機能訓練加算(Ⅰ)口を算定することができる。(12時以降17時まで当該理学療法士等から個別機能訓練を受けた利用者については、個別機能訓練加算(Ⅰ)口を算定することができる。)	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)」(令和3年3月26日)の送付について
73	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	個別機能訓練加算(Ⅰ)又はⅠ口と第一号通所事業の運動器機能向上加算との関係	第一号通所事業と一体的に運営される通所介護において、個別機能訓練加算(Ⅰ)又はⅠ口を算定するために配置された機能訓練指導員が、第一号通所事業の運動器機能向上加算を算定するために配置された機能訓練指導員を業務できるのか。	通所介護の個別機能訓練の提供及び第一号通所事業の運動器機能向上サービスの提供、それぞれに支障のない範囲で業務することが可能である。 ※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1) (平成24年3月16日)問69は削除する。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)」(令和3年3月26日)の送付について
74	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	機能訓練指導員が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を業務した場合は個別機能訓練加算(Ⅰ)又はⅠ口の算定	個別機能訓練加算(Ⅰ)又はⅠ口においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所)において配置が義務づけられている機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるのか。	機能訓練指導員の配置基準は、指定通所介護事業所(指定地域密着型通所介護事業所)ごとに1名以上とされる。この基準により配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」である場合は、個別機能訓練加算(Ⅰ)口の算定要件や個別機能訓練加算(Ⅰ)口の算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置」を満たすものとして差し支えない。 また、この基準により配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であったりサービス提供時間帯を通じて「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置」を満たす以上、個別機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」である場合、機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であることから、これに加えて「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」を配置することなく、同加算の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。 ① 機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」である場合、機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であることから、これに加えて「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」を配置すれば、同加算の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。 ② 機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であったり、サービス提供時間帯を通じて配置される場合、個別機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であることから、これに加えて「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」を配置することなく、同加算の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。 ③ 個別機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」である場合、機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であることから、これに加えて「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」を配置すれば、同加算の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)」(令和3年3月26日)の送付について

介護サービス関係 Q&A 集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA 発出時期、文書番号等
75	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	看護職員が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務した場合の個別機能訓練加算(1)イ又はロの算定	個別機能訓練加算(1)イ又はロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務する必要があるが、通所介護(地域密着型通所介護)事業所に配置が義務づけられている看護職員がこれを兼ねることは可能か。	① 指定通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護事業所(定員が11名以上である事業所に限る)における取扱いは、指定通所介護(指定地域密着型通所介護)の単位ごと、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務する必要があるため、専ら当該指定通所介護(地域密着型通所介護)の提供に当たる看護職員が11名以上確保されるために必要と認められる数を置くべきと定められており、配置時間に関する規定はないことから、看護職員として業務に従事していない時間帯において、個別機能訓練加算(1)イの算定要件や個別機能訓練加算(1)ロの算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務していることを認めることは差し支えない。 ② 指定地域密着型通所介護事業所(定員が10名以下である事業所に限る)における取扱いは、この場合、看護職員は介護職員と一体のものとして定められており、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が勤務している時間帯の合計数を提供単位時間数で除して得た数が11以上確保されるために必要と認められる数を置くべきと定められている。この配置基準を超過して、個別機能訓練加算(1)イの算定要件や個別機能訓練加算(1)ロの算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務していることには差し支えない。「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務している時間帯は、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員として勤務している時間帯に含めない。 なお、①②いずれの場合においても、都道府県・市町村においては、看護職員としての業務と専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等としての業務のいずれも行う職員が、本来の業務である利用者の健康管理や観察を行いつつ、個別機能訓練加算(1)イ又はロの要件を満たすような業務をなし得るのかが、加算事業所ごとにその実態を十分に確認することが必要である。 ※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成24年3月16日)問72は削除する。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ &A(vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について
76	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	看護職員かつ機能訓練指導員である者が、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務した場合の個別機能訓練加算(1)イ又はロの算定	個別機能訓練加算(1)イ又はロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務する必要があるが、通所介護(地域密着型通所介護)事業所に配置が義務づけられている看護職員が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務した場合の個別機能訓練加算(1)イ又はロの算定)によれば、以下のとおり解釈となる。 ① 指定通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護事業所(定員が11名以上である事業所に限る)における取扱いは、看護職員としての業務に就いていない時間帯において、配置が義務づけられている機能訓練指導員かつ個別機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等として勤務することには差し支えない。 ② 指定地域密着型通所介護事業所(定員が10名以下である事業所に限る)における取扱いは、看護職員又は介護職員に依る配置基準を、看護職員により満たしている事業所において、看護職員として業務に従事している時間帯において、配置が義務づけられている機能訓練指導員かつ個別機能訓練加算(1)イの算定要件や個別機能訓練加算(1)ロの算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務していることを差し支えない。(配置が義務づけられている機能訓練指導員かつ専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等として勤務している時間帯は、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員としての勤務時間帯に含めない。)	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ &A(vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について	
77	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	管理者が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務した場合の個別機能訓練加算(1)イ又はロの算定	個別機能訓練加算(1)イ又はロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務する必要があるが、指定通所介護(指定地域密着型通所介護)事業所に配置が義務づけられている管理者がこれを兼ねることは可能か。	・管理者の配置基準は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと(ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護等事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。)とされている。 一方で、個別機能訓練加算(1)イ又はロにおける人員配置基準は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置することを求めるものであることから、指定通所介護等事業所に配置が義務づけられている管理者が、管理者としての職務に加えて、機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼ねることにより、同基準を満たすことはできないものである。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ &A(vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
78	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロと中重度者ケア体制加算を併算する場合の取扱いは、	個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があり、中重度者ケア体制加算を併算する場合の取扱いは、可能か。	中重度者ケア体制加算を算定するにあたっては、専ら機能訓練指導員に配置が必要とされる看護職員の数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 b 指定通所介護等を行う時間帯を通じて、専ら当該通所介護等の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。 としており、これに照らせば、a)により配置された看護職員にあっては、中重度者ケア体制加算の算定に係る看護職員としての業務に従事していない時間帯において、個別機能訓練加算(Ⅰ)の算定要件や個別機能訓練加算(Ⅰ)の算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することは差し支えない。b)により配置された看護職員は、「指定通所介護等を行う時間帯を通じて、専ら通所介護等の提供に当たる看護職員」である必要があることから、同一営業日において「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することはできない。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)の送付について
79	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	宿泊サービスを長期に利用している者に係る個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロの算定	個別機能訓練加算(Ⅰ)及びロについては、個別機能訓練計画を作成するにあたり、利用者の居室を訪問し、利用者の居室での生活状況の確認等を行うことなどとなっているが、通所介護等事業所において、長期にわたり、いわゆる「宿泊サービス」を利用している利用者に関しては、どのように対応すればよいか。	個別機能訓練加算(Ⅰ)及びロは、利用者ごとに心身の状態や居室の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき機能訓練を行うことで、利用者の生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居室において可能な限り自立して暮らすことを目指すために設けているものである。このため、いわゆる「宿泊サービス」を長期にわたって利用しており、居室で生活していない利用者に対して、同加算を算定することは基本的には想定されないが、例えば、今後宿泊サービスの利用を終了し居室での生活を再開する予定である利用者について、利用者とともに居室を訪問し、居室での生活にあたっての意向等を確認した上で、居室での生活再開に向けた個別機能訓練を実施する等の場合にあっては、同加算の算定も想定されるものである。 ※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成27年4月1日)問47は削除する。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)の送付について
80	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	曜日により個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロの算定が異なる場合	個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロについては、例えば特定の曜日だけ当該加算の人員配置要件を満たしている場合においては、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となることとしているが、曜日によって個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロのいずれかを算定する異なる事業所にあつては、「指定居室サービス」に要する費用の額の算定に関する基準、指定居室介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年3月8日老令第41号)に定める「介護給付費算定」に係る体制等状況一覧表(居室サービス、施設サービス、居宅介護支援)等はどのように記載させればよいか。	曜日によって個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロのいずれかを算定する異なる事業所にあつては、「加算Ⅰ」と記載されている曜日においては、個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定するに必要となる人員配置要件のみを満たしている曜日においては、個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定することは可能である。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)の送付について
81	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロを算定するにあつた際の個別機能訓練計画の作成	令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロや個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定している利用者についても、個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロを算定するにあたり、再度、利用者の居室での生活状況の確認等を行い、多職種協働で個別機能訓練計画を作成する必要があるのか。	令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロや個別機能訓練加算(Ⅱ)と個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロでは、加算算定の目的が異なることから、令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロや個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定している利用者については、個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロが目的とする「生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居室において可能な限り自立して暮らすこと」を達成するため、「リハビリテーション」個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方を並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和3年3月16日老認発0316第3号・老老発0316第2号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連発通知)を参照し、個別機能訓練計画の見直しを行う必要がある。なお、見直しにあつた時のモニタリング等により、直近の利用者の居室での生活状況が把握できている場合は、必ずしも利用者の居室を訪問する必要がある。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)の送付について

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
82	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	個別機能訓練加算(1)イ及びロの訓練項目①	個別機能訓練加算(1)イ及びロにおいては、個別機能訓練の実施にあたり、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の訓練項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助することとなっているが、どのくらいの種類の訓練項目を準備しておくことが必要なのか。	複数の種類の訓練項目を設けること目的は、機能訓練指導員その他の職員から助言等を受けながら、利用者が主体的に訓練項目を選択することによって、生活意欲が増進され、機能訓練の効果が向上することである。よって、仮に訓練項目の種類が少なくても、目的に沿った効果が期待できるときは、同加算の算定要件を満たすものである。 ※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1) (平成24年3月16日)問70は削除する。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) (令和3年3月26日)の送付について
83	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	個別機能訓練加算(1)イ及びロの訓練項目②	個別機能訓練加算(1)イ及びロにおいては、個別機能訓練の実施にあたり、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の訓練項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助することとなっているが、類似する訓練項目を準備した場合でも、複数の種類の訓練項目と認められるのか。	類似する訓練項目であっても、利用者が主体的に訓練項目を実施することで達成すべき目標が異なる場合もあることから、利用者が主体的に訓練項目を選択することによって、生活意欲が増進され、機能訓練の効果が向上することが見込まれる限り、準備された訓練項目が類似していることをもって、同加算の算定要件を満たすものはならない。こうした場合、当該事業所の機能訓練に対する取組み及びサービス提供の姿態等を総合的に勘案して判断されるものである。 ※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1) (平成24年3月16日)問71は削除する。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) (令和3年3月26日)の送付について
84	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	個別機能訓練加算(1)イ及びロの訓練時間	個別機能訓練加算(1)イ及びロに係る個別機能訓練時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要ない回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定することとなっているが、具体的な目安はあるのか。	1回あたりの訓練時間は、利用者のニーズや心身の状態等を踏まえて設定された個別機能訓練計画の目標等を勘案し、必要な時間を確保するものである。例えば「自宅でご飯を食べたい」という目標を設定した場合の訓練内容は、配膳等の準備、箸(スプーン、フォーク)使い、下膳等の後始末等の食事に関する一連の行為の全部又は一部を体系的かつ反復的に行う訓練が想定される。これらの訓練内容を踏まえて利用日当日の訓練時間を適正に設定するものであり、訓練の目的・趣旨を損なうような著しく短時間の訓練は好ましくない。なお、訓練時間については、利用者の状態の変化や目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて適宜見直し・変更されるべきものである。 ※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1) (平成24年3月16日)問66は削除する。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) (令和3年3月26日)の送付について
85	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	サービス提供体制強化加算	「10年以上介護福祉士が30%以上」という最上位区分の要件について、勤続年数はどのように計算するのか。	サービス提供体制強化加算における、勤続10年以上の介護福祉士の割合に係る要件については、介護福祉士の資格を有する者であって、同一法人等での勤続年数が10年以上の者の割合を要件としたものであり、介護福祉士の資格を取得してから10年以上経過していることを求めるものではないこと。 「同一法人等での勤続年数」の考え方について、 同一法人等(※)における異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる雇用形態、職種(直接処遇を行う職種に限る。)における勤続年数 同一事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合の勤続年数は通算することができる。 (※)同一法人のほか、法人の代表者等が同一で、採用や人事異動、研修が一体として行われる等、職員の労務管理を複数法人で一体的に行っている場合も含まれる。 なお、介護職員等特定処遇改善加算において、当該事業所における経験・技能のある介護職員の「勤続年数(10年の考え方)」とは異なることに留意すること。 ※ 平成21年4月改定関係Q&A (Vol.1) (平成21年3月23日)問5は削除する。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) (令和3年3月26日)の送付について



介護サービス関係 Q&A 集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA 発出時期、文書番号等
	5.その他		(2)通所介護(介護保険法施行規則第119条第4項による省略・簡素化) ※地割密着型通所介護も同様(介護保険法施行規則第131条の3の2第5項による省略・簡素化)	<p>① 通所介護(介護保険法施行規則第119条第4項による省略・簡素化) ② 地割密着型通所介護(介護保険法施行規則第131条の3の2第5項による省略・簡素化)</p>	<p>3.3.26 事務連絡 介護保険新規情報vol.1952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&amp;A Vol.13」(令和3年3月28日)の送付について</p>	
	5.その他			<p>① 通所介護(介護保険法施行規則第119条第4項による省略・簡素化) ② 地割密着型通所介護(介護保険法施行規則第131条の3の2第5項による省略・簡素化)</p>	<p>3.3.26 事務連絡 介護保険新規情報vol.1952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&amp;A Vol.13」(令和3年3月28日)の送付について</p>	



介護サービス関係 Q&A 集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA 発出時期、文書番号等
87	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬 5 その他	サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算について	共生型介護保険サービス事業所についても、サービス提供体制強化加算や介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算の算定要件を満たすことができれば、同加算を算定してよいか。	(3)短期中所生活介護(介護保険法施行規則第121条第5項による省略) ※介護予防短期入所生活介護も同様(介護保険法施行規則第140条の10第5項による省略)	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.192 「令和3年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.13) (令和3年3月28日)」の添付について
88	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算について	共生型介護保険サービスを提供する障害福祉サービス事業所においては、人員配置基準上、介護職員の配置は求められていない。このため、共生型介護保険サービス事業所がサービス提供体制強化加算や介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算を算定するにあたっては、当該障害福祉サービス事業所のホームヘルパーや生活支援員等の「福祉・介護職員」を介護職員とみなすこととして差し支えないか。		3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.192 「令和3年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.13) (令和3年3月28日)」の添付について

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
89	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬 種別	サービス提供体制強化加算	「10年以上介護福祉士が80%という最上位区分の要件について、勤続年数はどのように計算するか。」	<p>サービス提供体制強化加算における、勤続10年以上の介護福祉士の割合に係る要件については、介護福祉士の資格を有する者であって、同一法人等での勤続年数が10年以上の者の割合を要件としたものであり、</p> <p>介護福祉士の資格を取得してから10年以上経過していることを求めるものではないこと。</p> <p>「同一法人等での勤続年数」の考え方については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同一法人等(※)における異なるサービス提供体制強化加算の勤続年数</li> <li>事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合の勤続年数</li> <li>同一法人等のほか、法人の代表者等が同一で、採用や人事異動、研修が一体として行われる等、(※)労働管理を専断法人で一体的に行っている場合も含まれる。</li> </ul> <p>なお、介護職員等特定処遇改善加算において、当該事業所における経験・技能のある介護職員の「勤続年数10年の考え方」とは異なることに留意すること。</p> <p>※ 平成21年4月改定関係Q&amp;A(Vol.1)(平成21年3月23日)問5は削除する。</p>	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.1952 令和13年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和13年3月28日)の添付について
90	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	2 設備		職場環境等要件に基づく取組として「介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施」が設けられたが、新たに取組みを行うにあたり参考にしていただけるものはあるか。	<p>介護職員の腰痛予防対策の観点から、「職場における腰痛予防対策指針」(平成25年6月18日付基発0818第3号「職場における腰痛予防策について」参考2別添)を公表しており参考となる。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2/98520000034e44-at/2/98520000034e44-jin_1.pdf">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2/98520000034e44-at/2/98520000034e44-jin_1.pdf</a></p>	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.1952 令和13年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和13年3月28日)の添付について
91	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	認知症専門ケア加算	認知症専門ケア加算の算定要件について、「認知症介護に係る専門的な研修」や「認知症介護の指導に係る専門的な研修」のうち、認知症看護に係る適切な研修とは、どのようなものがあるか。	<p>現時点では、以下のいずれかの研修である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修</li> <li>② 日本看護協会が認定している看護系大学の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程</li> <li>③ 日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」</li> </ol> <p>ただし、③については認定証が発行されている者に限る。</p>	3.3.29 事務連絡 令和13年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和13年3月28日)の添付について
92	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	科学的介護推進体制加算、個別機能訓練加算(Ⅱ)、リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ及び(B)ロ、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算、理学療法、作業療法及び言語療法、作業療法に係る加算、褥瘡見療法に係る加算、褥瘡管理(Ⅱ)、排せつ支援加算、自立支援促進加算、かかりつけ医連携薬剤調剤加算(Ⅱ)、薬利管理指導の注2の加算、栄養マネジメント強化加算、栄養アセスメント加算、口腔衛生管理加算(Ⅱ)、口腔機能向上加算(Ⅱ)について	<p>LIFEに提出すべき情報は「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示」について(令和13年3月16日老老発0316第4号)の各加算の様式例において示されているが、利用者又は入所者の評価等に当たっては、当該様式例を必ず用いる必要があるか。</p>	3.4.9 事務連絡 令和13年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.5)(令和13年4月9日)の添付について	

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
93	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index(以下「BI」という。)を用いて行うとあるが、「一定の研修」とはなにか。	一定の研修とは、様々な主体によって実施されるBIの測定方法に係る研修を受講することや、厚生労働省において作成予定のBIに関するマニュアル(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingou/000198094_00037.html)及びBIの測定についての動画等を用いて、BIの測定方法を学習することなどが考えられる。 また、事業所は、BIによる評価を行う職員を、外部・内部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が指導を受ける研修に積極的に参加させ、その参加履歴を管理することなどによりBIの測定について、適切な質の管理を必要とする。加えて、これまでにBIによる評価を実施したことがない職員が、はじめに評価を行う場合には、理学療法士等の同席の下で実施する等の対応を行わねばならない。	3.4.9 事業連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ &A(Vol.5)(令和3年4月9日)の送付について
94	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	栄養アセスメント加算について	要件として定められた情報を「やむを得ない場合を除き、すべて提出すること」とされているが、「やむを得ない場合」とはどのような場合か。	科学的介護推進体制加算等と同様の取扱いであるため、令和3年介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)問16(編注注:本表33)を参考にされたい。	3.4.15 事業連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ &A(Vol.6)(令和3年4月15日)の送付について
95	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	令和3年度介護報酬改定により、ADL値の測定時期は「評価対象利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目」となったが、令和3年度にADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定しようとする場合においても、ADL値の測定時期は改定後の基準に従うのか。	令和3年度にADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合には、令和3年4月1日までに体制移行を行っている場合は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値を、評価対象利用開始月から起算して6月目の月に測定したADL値を持って代替することとして差し支えない。	3.4.15 事業連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ &A(Vol.6)(令和3年4月15日)の送付について
96	全サービス共通	3 運営	運営規程について	令和3年度改定において、運営基準等で経過措置期間を定め、介護サービス事業所等に義務づけられたものがあるが、これらについてはどのように対応するのか。	介護保険法施行規則に基づき運営規程については、変更がある場合は都道府県知事又は市町村長に届け出ることとされているが、今般介護サービス事業所等に対して義務づけられたもののうち、経過措置が定められているものについては、当該期間においては、都道府県知事等に届け出ることと求められているものではないこと。 一方、これらの取組については、経過措置期間であってもより早期に取組を行うことが望ましいものであることに留意すること。	3.4.21 令和3年度介護報酬改定に関するQ &A(Vol.7) (令和3年4月21日)
97	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	入浴介助加算(Ⅱ)	入浴介助加算(Ⅱ)は、利用者が居室において利用者自身で又は家族等の介助により入浴を行うことができるようになることを目的とするものであるが、この場合の「居室」とはどのような場所が想定されるのか。	利用者の自宅(高齢者住宅(居室内の浴室を使用する場合のほか、共同の浴室を使用する場合も含む。))を含む。のほか、利用者の親族の自宅が想定される。なお、自宅に浴室がない等、具体的な入浴場を想定していない利用者や、本人が希望する場所に入浴するには心身機能の大幅な改善が必要となる利用者については、以下①～⑤をすべて満たすことにより、当面の目標として通所介護等での入浴の自立を図ることを目的として、同加算を算定することとしても差し支えない。 ① 通所介護等事業所の浴室において、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等(利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。)が利用者の動作を評価する。 ② 通所介護等事業所において、自立して入浴することができるよう必要な設備(入浴に関する福祉用具等)を備える。 ③ 通所介護等事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の動作を評価した者等との連携の下で、当該利用者の身体状況や通所介護等事業所の浴室の環境等踏まえた個別の入浴計画を作成する。なお、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。 ④ 個別の入浴計画に基づき、通所介護等事業所において、入浴介助を行う。 ⑤ 入浴設備の導入や心身機能の回復等により、通所介護等以外の場面で入浴が想定できるようになっているかどうか、個別の利用者の状況に照らし確認する。	3.4.26 令和3年度介護報酬改定に関するQ &A(Vol.8) (令和3年4月26日)
98	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	入浴介助加算(Ⅱ)	入浴介助加算(Ⅱ)については、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等(利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。)が利用者の居室を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価することなどになっているが、この他に評価を行うことができる者としてどのような者が想定されるか。	地域包括支援センターの担当職員、福祉・住環境コーディネーター2歳以上の者等が想定される。	3.4.26 令和3年度介護報酬改定に関するQ &A(Vol.8) (令和3年4月26日)
99	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	入浴介助加算(Ⅱ)	入浴介助加算(Ⅱ)については、算定にあたって利用者の居室を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価することなどとなっているが、この評価は算定開始後も定期的に行う必要があるのか。	当該利用者の身体状況や居室の浴室の環境等変化が認められた場合に再評価や個別の入浴計画の見直しを行うこととする。	3.4.26 令和3年度介護報酬改定に関するQ &A(Vol.8) (令和3年4月26日)

介護サービス関係 Q&A 集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA 発出時期、文書番号等														
100	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	入浴介助加算(Ⅱ)	入浴介助加算(Ⅱ)では、個別の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居室の状態に近い環境にて、入浴介助を行うこととなっているが、この場合の入浴介助とは具体的にどのような介助を想定しているのか。	<p>利用者の入浴に係る自立を図る観点から、入浴に係る一連の動作のうち、利用者が自身の身体機能のみを活用して行うことができる動作については、引き続き実施できるよう保守的援助を、介助を行う必要がある動作については、利用者の状態に応じた身体介助(Ⅱ)の算定にあたる関係者は、利用者の尊厳の保持に配慮し、その状態に応じ、利用者自身で又は家族等の介助により入浴ができるようになるよう、常日頃から必要な介護技術の習得に努めるものとする。</p> <p>＜参考＞利用者の状態に応じた身体介助の例＞                      ※ 以下はあくまでも一例であり、同加算算定に当たって必ず実施しなければならないものではない。                      ○ 座位保持ができるかつ浴槽をまたぐ動作が難しい利用者が浴槽に入浴する場合は、</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用・導動作</th> <th>介助の動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シャワーチェアに座る。</td> <td>シャワーチェア 座面の高さが欄の高さと同様のもの、浴槽用手すり浴槽内いすを準備する。</td> </tr> <tr> <td>シャワーチェアに座る。</td> <td>介助は、利用 費足や手の 助の性かけに 腹掛する。</td> </tr> <tr> <td>足を 槽に 入れる。</td> <td>介助は利用者 脚を支え、足内方ずつ 浴槽に入れる 助の脚かけをす、必要に応じて、利用者 半身を支え、浴槽に 送られる たの持ち上げ 助が 足を支える。</td> </tr> <tr> <td>ゆとり 腰 袋とし、浴槽 内すに 腰掛 して、 脚に つく。</td> <td>脚 かけをし、必 腹括して、 利用者上半 身 を支える。</td> </tr> <tr> <td>浴槽 縁に 腰掛け、浴槽 用 手すりをつかむ。</td> <td>必要に応じて、 肩 帯を利用 し利用者の上 半身を支え、 浴槽 縁に 腰掛けをし、浴槽 縁に 手すりをつかむ。</td> </tr> <tr> <td>浴槽 縁に 腰掛け、シャワーチェアに 腹掛する。</td> <td>必要に応じて、 肩 帯を利用 し利用者の上 半身を支え、 浴槽 縁に 腰掛けをし、シャワーチェアに 腹掛する。</td> </tr> </tbody> </table>	利用・導動作	介助の動作	シャワーチェアに座る。	シャワーチェア 座面の高さが欄の高さと同様のもの、浴槽用手すり浴槽内いすを準備する。	シャワーチェアに座る。	介助は、利用 費足や手の 助の性かけに 腹掛する。	足を 槽に 入れる。	介助は利用者 脚を支え、足内方ずつ 浴槽に入れる 助の脚かけをす、必要に応じて、利用者 半身を支え、浴槽に 送られる たの持ち上げ 助が 足を支える。	ゆとり 腰 袋とし、浴槽 内すに 腰掛 して、 脚に つく。	脚 かけをし、必 腹括して、 利用者上半 身 を支える。	浴槽 縁に 腰掛け、浴槽 用 手すりをつかむ。	必要に応じて、 肩 帯を利用 し利用者の上 半身を支え、 浴槽 縁に 腰掛けをし、浴槽 縁に 手すりをつかむ。	浴槽 縁に 腰掛け、シャワーチェアに 腹掛する。	必要に応じて、 肩 帯を利用 し利用者の上 半身を支え、 浴槽 縁に 腰掛けをし、シャワーチェアに 腹掛する。	3.4.26 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.8) (令和3年4月26日)
利用・導動作	介助の動作																			
シャワーチェアに座る。	シャワーチェア 座面の高さが欄の高さと同様のもの、浴槽用手すり浴槽内いすを準備する。																			
シャワーチェアに座る。	介助は、利用 費足や手の 助の性かけに 腹掛する。																			
足を 槽に 入れる。	介助は利用者 脚を支え、足内方ずつ 浴槽に入れる 助の脚かけをす、必要に応じて、利用者 半身を支え、浴槽に 送られる たの持ち上げ 助が 足を支える。																			
ゆとり 腰 袋とし、浴槽 内すに 腰掛 して、 脚に つく。	脚 かけをし、必 腹括して、 利用者上半 身 を支える。																			
浴槽 縁に 腰掛け、浴槽 用 手すりをつかむ。	必要に応じて、 肩 帯を利用 し利用者の上 半身を支え、 浴槽 縁に 腰掛けをし、浴槽 縁に 手すりをつかむ。																			
浴槽 縁に 腰掛け、シャワーチェアに 腹掛する。	必要に応じて、 肩 帯を利用 し利用者の上 半身を支え、 浴槽 縁に 腰掛けをし、シャワーチェアに 腹掛する。																			
101	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	入浴介助加算(Ⅱ)	入浴介助加算(Ⅱ)については、個浴その他の利用者の他の利用者の居室の状態に近い環境(手すりなど)入浴に要する福祉用具等を活用し利用者の居室の浴室の環境を個別に模したものに、入浴介助を行うこととなるが、例えばいわゆるいわゆる大浴槽に福祉用具等を設置すること等により利用者の居室の浴室の状態に近い環境を再現することとしても差し支えないのか。	<p>例えば、利用者の居室の浴室の手すりの位置や浴槽の深さ・高さ等に合わせ、可動式手すり、浴槽内台、すのこ等を設置することにより、利用者の居室の浴室の状況に近い環境が再現されている場合は、差し支えない。</p>	3.4.26 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.8) (令和3年4月26日)														
102	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	入浴介助加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)	同一事業所において、入浴介助加算(Ⅰ)を算定する者と入浴介助加算(Ⅱ)を算定する者が混在しても差し支えないか。 また、混在しても差し支えない場合、「指定居室サービス」に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に關する届出等における留意点について(平成12年3月41号)に定める「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居室サービス・施設サービス・居宅介護支援)」等はどこのように記載させればよいか。	<p>前段については、差し支えない。後段については、「加算Ⅰ」と記載させることとする。 (「加算Ⅱ」と記載した場所であっても、入浴介助加算(Ⅰ)を算定することは可能である。)</p>	3.4.26 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.8) (令和3年4月26日)														

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
103	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	令和3年4月よりADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定を予定していたが、5月10日までにLIFEに令和2年度のデータを提出できず、LIFEを用いて加算の算定基準を満たすかどうかを確認できないが、どのように算定することが可能か。	令和3年4月よりADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定を検討しているもの、やむを得ない事情により、5月10日までにLIFEへのデータ提出及び算定基準を満たすことの確認が間に合わない場合、以下の①又は②により、4月サービス提供分の本加算を算定することができる。なお、データ提出が遅れる場合 ① 各事業所において、LIFE以外の手法で加算の算定基準を満たすか確認し、その結果に基づいて本加算を算定すること。 この場合であっても、速やかに、LIFEへのデータ提出を行い、LIFEを用いて加算の算定基準を満たしているか確認を行うこと。 ② 5月10日以降に、LIFEへのデータ提出及びLIFEを用いて算定基準を満たすことを確認し、一ヶ月遅れ請求とし請求明細書を提出すること又は一保険者に対して過誤調整の申し立てを行い(4月サービス提供分の他の加算や基本報酬にかかわる請求は通常通り実施)、本取扱いによる加算分を含めて請求明細書を提出すること等の取扱いを行うこと。 なお、このような請求の取扱いについては、利用者から事前の同意を得る必要がある。 また、令和3年5月分及び6月分についても、やむを得ない事情がある場合は、同様の対応が可能である。	3.6.30 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.9) (令和3年4月30日)
104	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	栄養アセスメント加算について	利用者が、複数の通所事業所等を利用している場合、栄養アセスメント加算の算定事業者はどのように判断するのか。	利用者が、複数の通所事業所等を利用している場合は、栄養アセスメントを行う事業所について、サービス担当者会議等で、利用者が利用している各種サービスと栄養状態との関連性や実施時の実施、利用者又は家族の希望等も踏まえて検討した上で、 ・ 介護支援専門員が事業所間の調整を行い、決定することとし、 原則として、当該事業所が継続的に栄養アセスメントを実施すること。	3.6.9 事務連絡 介護保険最新情報vol.991 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10) (令和3年6月8日)」の添付について
105	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	科学的介護推進体制加算について	サービス利用中に利用者の死亡により、当該サービスの利用が終了した場合について、加算の要件である情報提出の取扱い如何。	当該利用者の死亡した月における情報を、サービス利用終了時の情報として提出する必要があるが、死亡により、把握できない項目があった場合は、把握できた項目のみの提出でも差し支えない。	3.6.9 事務連絡 介護保険最新情報vol.991 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10) (令和3年6月8日)」の添付について
106	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 報酬	3%加算・規模区分の特例(3%加算・規模区分の特例の令和5年度の取扱い)	新型コロナウイルス感染症は、3%加算や規模区分の特例の対象となる感染症とされている(※)が、令和5年度も引き続き同加算や特別の対象となる感染症と考えるか。 (※)「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の取扱いに係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第4号・老老発0316第3号)別紙1	新型コロナウイルス感染症は、令和5年度も引き続き同加算や特別の対象となる感染症である。なお、同年度中に同加算や特別の対象外とすることとする場合は、事務連絡によりお示す。	3.2.16 事務連絡 介護保険最新情報vol.1127 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.13) (令和3年2月15日)」の添付について

介護サービス関係 Q&A 集

<p>番号</p> <p>107</p>	<p>サービス種別</p> <p>16 通所介護事業 43 地域密着型通所介護事業</p>	<p>基準種別</p> <p>4 報酬</p>	<p>項目</p> <p>3%加算(3%加算を令和4年度に算定した事業所) 4%加算(4%加算を令和5年度に算定した事業所の取扱い)</p>	<p>質問</p> <p>令和4年度中の利用延べ人員数の減少に基づき3%加算を算定した事業所が、令和5年度に再び同加算を算定することはできるか。</p>	<p>回答</p> <p>令和5年度においても算定可能である。この場合、令和5年度の同加算の算定に当たっては、減少月の利用延べ人員数が、令和4年度の11月当たりの平均利用延べ人員数から100分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体例は別添を参照されたい。</p>	<p>QA 発出時期、文書番号等</p> <p>5.2.15 事務連絡 介護保険財政情報vol.1127 令和3年度介護報酬改定に関するQ&amp;A vol.13 (令和5年2月15日)の添付について</p>																																																																																									
<p>感染症や出費の影響により利用延べ人員数が減少した事業者の3%加算(令和5年度の取扱い)   別添</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による令和4年度中の利用延べ人員数の減少に基づき3%加算を算定した事業者において、令和5年度中の利用延べ人員数が令和4年度の減少した月の平均利用延べ人員数から100分の5以上減少した場合は、令和5年度中の利用延べ人員数の減少に基づき3%加算を算定することができ、令和5年度の3%加算を算定した事業者の取扱いについては、令和5年度の3%加算を算定した事業者の取扱いと同一とする。</p> <p>令和4年度中の利用延べ人員数の減少に基づき、令和5年度中に再び3%加算を算定した事業者の取扱い</p> <table border="1" data-bbox="446 403 766 1075"> <thead> <tr> <th>事業所</th> <th>令和4年度 (04.01~03.31)</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>796.5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加算算定</td> <td></td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取扱い</td> <td></td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>令和4年度中の利用延べ人員数の減少に基づき、令和5年度中に再び3%加算を算定した事業者の取扱い</p> <table border="1" data-bbox="606 403 766 1075"> <thead> <tr> <th>事業所</th> <th>令和4年度 (04.01~03.31)</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>796.4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加算算定</td> <td></td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取扱い</td> <td></td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td>算定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						事業所	令和4年度 (04.01~03.31)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	796.5	加算算定		算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定		取扱い		算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定		事業所	令和4年度 (04.01~03.31)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	796.4	加算算定		算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定		取扱い		算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	
事業所	令和4年度 (04.01~03.31)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	796.5																																																																																	
加算算定		算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定																																																																																		
取扱い		算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定																																																																																		
事業所	令和4年度 (04.01~03.31)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	796.4																																																																																	
加算算定		算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定																																																																																		
取扱い		算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定	算定																																																																																		

## 基本チェックリスト

No	質問項目	回答	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がってますか	0. はい	1. いいえ
8	15分間位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか	1. はい	0. いいえ
12	身長 (            cm)    体重 (            kg) (BMI =                    ) (注)	1. はい	0. いいえ
13	半年前に比べて堅いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると 言われますか	1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめな くなった	1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくう に感じられる	1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ

注) BMI (=体重 (kg) ÷身長 (m) ÷身長 (m)) が 18.5 未満の場合に該当とする。